

川島町農業委員会 3月定例会 会議録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火) 午後1時30分～午後2時50分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 17名(農地利用最適化推進委員8名を含む)

会 長 4 番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8 番 横川 公久

農業委員

1 番 横田 正雄

2 番 小高 春雄

3 番 宇津木 忠明

5 番 染谷 和廣

6 番 稲毛 茂作

7 番 遠山 いづみ

9 番 木村 悟(欠席)

10 番 山崎 清

農地利用最適化推進委員

中山地区 関口 孝美

伊草地区

三保谷地区 鈴木 健

松本 二三男

出丸地区 岡田 茂雄

八ツ保地区 福島 和利

木村 淳一

小見野地区 杉山 進

永瀬 芳和

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 専決事項報告の件について

(2) 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件

(3) 議案第3号 川島町地域の農業の振興に関する計画に係る振興計画の

達成状況について

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一

事務局次長 滝瀬 一也

事務局員 石黒 浩基

書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員8名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (6番 稲毛委員、7番 遠山委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 3月24日 令和6年度農業委員会比企地区協議会第3回理事会が鳩山町役場で開催され、会長代理に江間局長、局長代理に滝瀬次長が出席し、総会に向けた資料確認のほか、比企地区協議会表彰の件があったと報告を受けた。
議長	日程第4「報告」 報告第1「専決事項報告の件について」、事務局から朗読・説明を求めます。

事務局	「専決事項報告の件について」説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。 (質疑なし)
議長	報告第2「県許可等の状況について」、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	「県許可等の状況について」説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。 (質疑なし、次の日程に移る)
議長	日程第5「議案」 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第1号番号1から2について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
横田委員	番号1について補足説明を行った。
横川委員	番号2について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます
小高委員	番号1について、説明のあった場所が将来養鶏場になる可能性はあるのか。
事務局	農地として活用しますので、近い将来としてはないと思います。

小高委員	将来、10年15年後に用途変更して養鶏場になる土地であるということでしょうか。
事務局	現在は農地ですが、将来的に養鶏場になる可能性はあります。
染谷委員	番号2について、譲受人が鶴ヶ島市在住だが川島町に倉庫があり農機具がある。町に入る税金はどうなるのか？
事務局	譲受人は個人経営であり、水稻を希望し川島町で耕作を行っています。小規模経営となっています。
	質疑終結
議長	議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第2号番号1について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
宇津木委員	番号1について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。 (質疑なし)
議長	議案第3号「川島町地域の農業の振興に関する計画に係る振興計画の達成状況」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第3号について説明を行った。

職務代理	事務局の朗読・説明が終わりましたので、質疑を受けます。
染谷委員	分家に出た方は農業をやらなくてもよいのか？
事務局	手続きをした当時の確認では農業をやっていました。特に問題はないと判断しています。
染谷委員	農業をやっていない方が分家で出ることになった時の対応はどうなるのか。
事務局	分家で出るときに農業をされていない場合、例えば 50～100 m ² 規模でも耕うん、作付けをしていれば農業の振興につながるとして位置づけることができます。
	質疑終結
事務局長	染谷委員からの税金に関する質問に対し補足いたします。川島町に税金が発生する場合、固定資産税が発生します。農業収入があれば住民税が発生しますが、住所地が鶴ヶ島市であるので税金は鶴ヶ島に入ることとなります。対象者の場合極めて小規模であるため、収入が出ないので税金は発生していないと考えられます。発生したとしても川島町には入りません。
議長	日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。
事務局	① 年度末の報酬について ② 令和7年度最適化活動の目標設定について ③ 農地の維持管理に関する取り組みについて ④ 給食試食会の予定について
議長	事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。

染谷委員	最適化活動の目標のなかで「小規模農家の自作地へのこだわりが集約化の阻害要因になっている」とあるが、小規模農家とはどの程度の土地を耕作しているのか。
事務局	小規模農家の位置づけ、規定に関しては、各市町村で3反未満ということが多く3,000㎡未満を指します。町では、自家消費用の水稲作付けの方を小規模と捉えています。
染谷委員	野焼きの中で所有者の管理が行き届かず、雑草が繁茂しているところがある。写真で見ると良い土地だが、どなたか耕作してもらえないのか。できないとしたらなぜなのか。農地バンクの活用はないのか。
事務局	耕作を受けた方がいましたが、事情により耕作できず農地が荒れてしまいました。この周辺がその様な状態で約3haの面積となっていました。所有者が農地の返還を求め、応じた所については町でも耕作者を探す等の対応をしています。
事務局長	補足いたします。各地区において中々草刈り対応がされない箇所があると思いますが、役場が入ることで解消を促しましょう、というのが今回の野焼きの狙いでした。 補足・質疑終結
議長	以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。 (農地利用最適化推進委員 退出)
議長	再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。 (質疑なし)

議長	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件」番号 1 について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件」番号 2 について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件」番号 1・2 の申請については、「許可」とすることに決定しました。
議長	議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」番号 1 について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」番号 1 については、「許可相当」とすることに決定しました。
議長	議案第 3 号「川島町地域の農業の振興に関する計画に係る振興計画の達成状況」について、「特に支障なし」とする委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	議案第 3 号「川島町地域の農業の振興に関する計画に係る振興計画の達成状況」については、「特に支障なし」と答申することに決定いたしました。
議長	会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和 7 年 3 月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川洋治

6 番 稲毛委員

稲毛茂作

7 番 遠山委員

遠山いづみ